

新型コロナウイルス感染症に対する対応 (2020年4月17日現在)

一般社団法人鳥取県バスケットボール協会

新型コロナウイルス感染症の国内感染が日々拡大しております。

2020年4月7日に政府より出された「緊急事態宣言」が2020年4月16日に全国に拡大しました。2020年4月1日にはJBAより「新型コロナウイルス感染症拡大への対応・対策」についての要請をされています。

この状況を鑑み、(一社)鳥取県バスケットボール協会としての対応は以下の通りです。

各種事業・競技会・練習会等のイベントについて

「緊急事態宣言」が解除および新型コロナウイルス感染症の収束が見込まれるまで、**中止**とします。

各チームの活動について

- 中学校および高校の部活チーム
行政(教育委員会等)・学校等の指示に従うこととします。
- 上記以外(U12、U15クラブチーム、社会人等)のチーム
「緊急事態宣言」が解除されるまで、**活動中止**とします。

会議関連等について

- 法令上、開催が必要な会議関連については、感染防止対策を十分にしたうえで開催する。
- 上記以外の会議関連については、次の方法を活用して開催する
 - ▶ メールおよび電話で対応する。
 - ▶ Web会議システムを利用して会議関連を開催する。
 - ▶ 意思決定のプロセスについては、議事録に残す。

皆様方には、活動等について制限をかけることとなりますが、早期に感染拡大が収束し、再びバスケットボールを楽しむために、ご協力のほどお願いいたします。

当協会では、緊急事態宣言の解除および新型コロナウイルス感染症の収束が見込まれたのち、速やかに事業実施できるよう、準備を進めていきます。特に関係者への事前周知が必要な事業や選手の募集が必要な事業等については、ご案内等をお送りしますが、実施時期の状況により中止、延期等を行うことがあります。ご承知いただきますようお願いいたします。

今後も政府、厚生労働省やスポーツ庁等の感染症対策の指示・指針等を受け、当協会より対応につきましてご連絡させていただく場合がございますので、今後とも引き続き、ご理解とご協力の程、よろしくお願いいたします。

最後に、上記のイベントやチーム活動等の対応の以外にも、個人での「咳エチケット」、「手洗い」、「不要不急の外出自粛」、「密閉・密接・密集の回避」等の対策をお願いいたします。